

「滋賀県工事管理情報システム」利用規約

第1章 総則（利用規約の適用）

第1条 この「滋賀県工事管理情報システム」利用規約（以下「利用規約」という。）は、公益財団法人滋賀県建設技術センター（以下「管理者」という。）が運用を行う「滋賀県工事管理情報システム」（以下「システム」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この利用規約で使用する用語の定義は次のとおりとする。なお、この利用規約に定義していない用語については、一般土木工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）および建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）のとおりとする。

（1）システム

「滋賀県工事管理情報システム」（公共工事の着手時から完了時までの間に発生する受発注者間の工事情報を、情報共有サーバーを用いて保管管理することにより情報の共有化を図り、工事の効率化や成果品の質の向上に寄与することを目的としたもの。）

（2）システム用設備

システムを運用するためのコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（3）システム用設備等

システム用設備およびシステムを運用するために電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

（4）利用者

発注者の監督職員および現場技術員、受注者の現場代理人および主任技術者等

（5）利用者設備

システムを利用するため利用者が使用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（6）ユーザID

システムが利用者を識別するために用いられる符号

（7）パスワード

ユーザIDと組み合わせて、利用者を識別するために用いられる符号

（8）利用料金

基準額を利用月数で乗算した額に消費税および地方消費税相当額を加算した額

（通知）

第3条 管理者から利用者への通知は、通知内容を電子メールの送信又はホームページに掲載するなど、管理者が適当と判断する方法により行う。

- 2 前項の規定に基づき、管理者から利用者への通知を電子メールの送信又はホームページへの掲載の方法により行う場合、利用者に対する当該通知は電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

(利用規約の変更)

第4条 利用規約は、随時変更することがある。なお、この場合には、利用者の利用条件の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとする。

2 前項の変更を行う場合、必要に応じて予告期間において変更後の新利用規約の内容を利用者に通知するものとする。

第2章 システムの利用

(システムの承諾事項)

第5条 利用者は以下の事項を了承のうえ、システムを利用するものとする。

(1) 第29条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、管理者に起因しないシステムの不具合が生じる場合があること

(2) 管理者に起因しないシステムの不具合については、管理者は一切その責を免れること

2 次の事項については、システムに含まれないものとする。

(1) 利用者のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2) 利用者の記録媒体、印刷等で使用する消耗品の供給

(3) 利用者が登録したデータの内容確認、変更依頼等に関する対応作業

3 利用者は、利用規約に基づいて、システムを利用することができるものであり、システムに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾することとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、利用対象とする工事の工期とする。ただし、工期の完了日翌日から3ヶ月間はシステムを利用できるものとする。

2 利用対象とする工事の工期に変更が生じた場合、これにあわせて利用期間も変更する。

3 第9条(一時的な中断及び運用停止)の規定により、システムの運用を中断、停止しても、利用期間を変更しない。

(利用時間)

第7条 利用時間は、定期バックアップ、定期メンテナンス及び緊急のメンテナンスの時間を除く全ての時間とする。なお、定期メンテナンス及び緊急のメンテナンスは、第3条(通知)の方法により通知を行う。

2 定期バックアップの時間は、午前2時から4時の間を標準とする。

(利用地域)

第8条 利用地域は、特に定める場合を除き、滋賀県内に限定されるものとする。

(一時的な中断及び運用停止)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知又は承諾を要

することなく、システムの運用を中断することができるものとする。

- (1) システム用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力によりシステムを運用できない場合
- 2 管理者は、システム用設備等の定期点検を行うため、利用者に事前に通知のうえ、システムの運用を一時的に中断できるものとする。
- 3 管理者は、利用者が利用規約に違反した場合には、利用者への事前の通知若しくは催告を要することなくシステムの全部又は一部の運用を停止することができるものとする。
- 4 管理者は、前各項に定める事由のいずれかによりシステムを運用できなかったことに関して、利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、いかなる責任も負わないものとする。

(システムの廃止)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、システムの全部又は一部を廃止するものとする。

- (1) 廃止日の30日前までに利用者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力によりシステムを運用できない場合

(運用終了後の処理)

第11条 管理者は、運用が終了した場合は、システムの運用に当たって利用者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）を運用終了後、管理者の規程に基づいて処分し、システム用設備などに記録された資料等については、管理者の責任で消去するものとする。

第3章 利用者の義務等

(自己責任の原則)

第12条 利用者は、システムの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問わない。本条において以下同じとする。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム、損害賠償等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。利用者がシステムの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム、損害賠償等の請求を行う場合においても同様とする。

2 システムを利用して利用者等が提供又は伝送する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、管理者はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

3 利用者は、故意又は過失により管理者に損害を与えた場合、管理者に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

(システム利用のための設備設定及び維持)

第13条 利用者は、自己の責任と費用において、利用者設備を設定し利用者設備及びシステム利用

のための環境を維持するものとする。

- 2 利用者は、システムを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等のインターネット接続サービスを利用して利用者設備をインターネットに接続するものとする。
- 3 利用者設備、前項に定めるインターネット接続並びにシステム利用のための環境に不具合がある場合、管理者は利用者に対してシステムの運用の義務を負わないものとする。

(ユーザID及びパスワード)

第14条 利用者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）しなければならない。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合は、管理者は一切の責任を負わないものとする。利用者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て利用者による利用とみなすものとする。

- 2 第三者が利用者のユーザID及びパスワードを用いてシステムを利用し管理者が損害を被った場合は、利用者は当該損害を補償するものとする。ただし、管理者の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではない。

(コンピュータウィルスの防止等)

第15条 利用者は、自己の責任において、システムを利用し、セキュリティ対策を実施し、利用によって生じる各種情報を適正に管理しなければならない。

- 2 利用者は、コンピュータウィルスの感染防止等に努めなければならない。
- 3 利用者は、コンピュータウィルスチェックソフトを利用者設備に常に稼働させ、パターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

(バックアップ)

第16条 利用者は、システムに提供、伝送するデータ等については、必要に応じてデータ等のバックアップを行う。

(禁止事項)

第17条 利用者は、システムの利用に関して、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 管理者もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) システムの内容やシステムにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者にシステムを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は管理者若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為

- (9) 第三者になりすましてシステムを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又はシステム用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- 2 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに管理者に通知するものとする。

第4章 管理者の義務等

（善管注意義務）

第18条 管理者は、システムの運用期間中、善良なる管理者の注意をもってシステムを運用するものとする。ただし、利用規約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとする。

（システムの運用）

- 第19条 管理者は、管理者がシステムに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者がシステムにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。
- 2 管理者は、システムの運用、維持のため、必要なデータのバックアップを行う。このバックアップは、システムの障害等が発生した場合のシステムの復旧のみに利用するものとする。
 - 3 管理者は、システムの利用に関して、利用者の行為が第17条第1項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者の提供した情報が第17条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合は、事前に利用者に通知することなく、システムの全部又は一部の運用を一時停止し、又は第17条第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。ただし、管理者は、利用者の行為又は利用者が提供又は伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものではない。

（システム用設備等の障害等）

- 第20条 管理者は、システム用設備等について障害があることを知ったときは、第3条（通知）の方法により通知するものとする。
- 2 管理者は、システム用設備に障害があることを知ったときは、システム用設備を修理又は復旧する。
 - 3 管理者は、システム用設備等のうち、システム用設備に接続する電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとする。
 - 4 上記のほか、システムに不具合が発生したときは、利用者及び管理者はそれぞれ相手方に

通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえで実施するものとする。

(再委託)

第21条 管理者は、利用者に対するシステムの運用に関して必要となる業務の一部を管理者の判断にて第三者に再委託することができるものとする。この場合、管理者は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第22条（秘密情報の取り扱い）及び第23条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用規約所定の管理者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第5章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第22条 管理者は、システム運用のため利用者より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。ただし、利用者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 利用者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 前項の規定にかかわらず、以下において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなす。
- (1) 企業情報（会社名、代表者名、所在地その他）に係る情報
 - (2) 個人情報
 - (3) その他業務上知り得た情報
- 3 前各項の規定にかかわらず、管理者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、管理者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を利用者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
- 4 管理者は、利用者より秘密情報の提供を受けた場合、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 管理者は、利用者より秘密情報の提供を受けた場合、当該秘密情報をシステム運用目的の範囲内でのみ使用し、システム運用上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という。）を複製又は編集（以下本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとする。この場合は、管理者は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、システム運用上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ利用者から書面による承諾を受けるものとする。
- 6 前各項の規定に関わらず、管理者が必要と認めた場合には、第21条（再委託）所定の再委

託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。ただしこの場合、管理者は再委託先に対して、本条に基づき管理者が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとする。

- 7 秘密情報の提供を受けた当事者は、利用者の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき利用者の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を利用者に返還し、秘密情報が利用者設備又はシステム用設備に蓄積されている場合はこれを適切に消去するものとする。
- 8 本条の規定は、システム終了後も有効に存続するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第23条 管理者は、システム運用のため利用者より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（以下「個人情報」という。）をシステム運用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。

- 2 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項及び第7項の規定を準用するものとする。
- 3 本条の規定は、システム終了後も有効に存続するものとする。

第6章 利用料金

（基準額）

第24条 基準額は、10,000円/月（税抜き）とする。

- 2 管理者は、基準額の見直しを、必要に応じて行う。ただし、利用開始後の基準額の見直しに伴う利用料金の変更は行わない。

（利用月数）

第25条 利用月数は、利用対象工事の工期（日数）を31で除算した数値の小数点以下を切り上げた整数とする。

（利用料金の請求等）

第26条 管理者は、利用料金を利用対象工事の受注者（以下「受注者」という。）に請求する。

- 2 管理者は、変更後の工期に対して前条（利用月数）の方法により算出した月数から、当初の利用月数を減算した月数が、3ヶ月を超える場合、その月数に基準額を乗算した額に消費税および地方消費税相当額を加算した額を受注者に請求する。
- 3 管理者は、当初の利用月数から、変更後の工期に対して前条（利用月数）の方法により算出した月数を減算した月数が1ヶ月を超える場合、受注者の申請に基づき、その月数に基準額を乗算した額に消費税および地方消費税相当額を加算した額を受注者が指定する口座に返金する。

（利用料金の支払い）

第27条 受注者は、利用料金を管理者が発行する請求書に従い、指定の金融機関に支払う。なお、

支払いに必要な振込手数料その他の費用は、受注者の負担とする。

- 2 管理者は、支払いの確認が出来た時点において、システムを利用可能とする。
- 3 管理者は、第3条（通知）の方法により、利用開始を通知する。

第7章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第28条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、システム又は利用規約に関して、管理者が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、管理者の責に帰すべき事由により又は管理者が利用規約に違反したことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常の損害に限定さる。なお、管理者の責に帰することができない事由から生じた損害及び特別の事情から生じた損害並びに逸失利益について管理者は賠償責任を負わないものとする。

（免責）

第29条 システム又は利用規約に関して管理者が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、管理者は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任及び不法行為責任並びにその他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる賠償の責任も負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 利用者設備の障害又はシステム用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
 - (3) システム用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 管理者が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのシステム用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ないシステム用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) システム用設備のうち管理者の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DB）及びデータベースに起因して発生した損害
 - (7) システム用設備のうち、管理者の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者等の提供するインターネット接続サービスの不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) その他管理者の責に帰すべからざる事由
- 2 管理者は、利用者がシステムを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。

附則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

公益財団法人 滋賀県建設技術センター

変更日	変更履歴
平成23年12月1日	新規作成
平成24年4月1日	一部修正（組織名変更等）
平成27年4月1日	一部修正（利用料金関係等）